

社会福祉施設等における

「新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策説明会」

2020.02.25 流山市健康福祉部

御多忙の中をお越しいただきありがとうございます。

①マスクの着用をお願いします。

（お持ちでない方は受付にお申し出ください。）

②前後左右の人との間隔を広くとって御着席ください。

（前後左右2メートル程度）

③マスクをしていても咳き込む時は、落ち着くまで一

旦ご退室を願う場合があります。ご了承下さい。

④資料は受付で配布しています。

新型コロナウイルス感染症の状況

R2.1月28日国は新型コロナウイルス感染症を感染症法の指定感染症に指定する政令を公布し、2月1日に施行された。

■現在までの国内の感染者状況（厚生労働省発表 R2.2.21 12:00現在の状況）

- ・クルーズ船 634人 ・チャーター便 14人（無症状者4人）
 - ・国内感染者 69人（以下居住地別）+無症状者10人=79人
- 北海道（4人）、千葉（3人）(うち東葛北部1人)、東京（14人）、神奈川（9人）、埼玉（1人）、愛知（7人）、京都（2人）、大阪（1人）、奈良（1人）、三重（1人）、福岡（2人）、和歌山（10人）、沖縄（2人）、中国籍9人、調査中2人

2月22日東京都内の介護老人保健施設に務める職員の感染確認 →高齢者施設等に対し出勤前の体温測定の徹底を求める通知を24日に都道府県などに出した。

2020.2.24付け介護保険最新情報

必ず詳細をご確認
ください

(各介護サービス事業者へ2.24配信済み)

- 1 介護保険最新情報vol.765「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（R2.2.18付事務連絡）」に関するQ&Aについて
- 2 vol.767「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について」
- 3 vol.768 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る）における感染拡大防止のための留意点について」
- 4 vol.769 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く）における感染拡大防止のための留意点について」
- 5 vol.770「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第2報）」

本日の説明会の主旨

- 主旨：国内で感染者との接触等の履歴がない者の感染が拡大しており、今後、各地に感染が拡大する可能性がある。特に国が重症化しやすいとしている高齢者、持病のある人の多い、高齢者福祉施設等における感染予防及び感染拡大の防止を図っていくため。

基本的にこれを徹底すること！

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（改訂版）」 要点抜粋 1

2019年3月

P.3→感染成立の3要因は病原体（感染源）、感染経路、宿主

- 感染対策
- 1 病原体（感染源）の排除
 - 2 感染経路の遮断
 - 3 宿主抵抗力の向上

P.4→感染経路の遮断→今回の新型コロナウイルス感染症においては、**飛沫感染、接触感染**が主である。

高齢者施設において感染経路を遮断するためには

- 1 病原体を持ち込まないこと
- 2 病原体を持ち出さないこと
- 3 病原体を拡げないこと

標準予防策の徹底及び接触感染・飛沫感染予防対策を徹底！

の配慮を徹底すること。

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル (改訂版)」 要点抜粋 2

2019年3月

P.5→高齢者介護施設において流行を起こしやすい感染症は、施設内で新規に発生することは非常にまれであり、主に施設外で感染して施設内に持ち込まれている。

職員だけでなく、新規入所者（高齢者介護施設等に併設の短期入所サービス、通所サービス利用者も含む）面会者、ボランティア、実習生等も感染症の病原体を施設の外部から持ち込まないように留意することが重要である。

本市における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策への協力依頼①

1 入居者への面会制限を行う。

(可能な限り緊急やむを得ない場合を除き制限する。)

2 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。また、出勤後には体温等を体調管理簿等に記載し、発熱や風邪症状等がないことを所属長等が確認すること。

3 出入りの委託業者等を含む感染持ち込み防止対策として、物品の受け渡し等は玄関等の施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については体温を計測の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により感染経路を断つことに努めていただく。

(介護保険最新情報vol.768、769参照)

本市における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策への協力依頼②

4 利用者について

社会福祉施設等の送迎にあたっては、送迎車に乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取り扱いとしてください。

発熱により利用を断った利用者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所に情報提供を行い、当該居宅介護支援事業所は必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。
(介護保険最新情報vol.768、769参照)

感染を疑ったら・・・利用者対応について①

利用者への対応

(1) 高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える者については、37.5℃以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合には、松戸健康福祉センター（松戸保健所）に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。これらの者以外は、37.5℃以上又は呼吸器症状が4日以上続いた場合には、上記の松戸健康福祉センターに電話連絡し、指示を受けること。

➡その後 介護支援課・高齢者支援課 へ連絡をお願いします。

(2) 症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果の確定までの間については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（改訂版）のP.50からのインフルエンザの項での対応も参考としつつ、感染拡大に留意すること。

感染を疑ったら・・・利用者対応について②

●具体的には

- ①疑いがある利用者を原則個室に移すこと。
 - ②個室が足りない場合については同じ症状の人を同室とすること。
 - ③疑いのある利用者にケアや処置をする場合には、職員はサージカルマスクを着用すること。
 - ④罹患した利用者が部屋を出るときはマスクを着用させること。
- (3) 疑いがある利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り、担当職員を分けて対応すること。

(介護保険最新情報vol.768、769参照)

新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口

①感染を疑う利用者及び職員がいる

➔松戸健康福祉センター（松戸保健所） 047-361-2140（平日9～17時）
（※9時～17時以外はコールセンター対応です。留守電を最後まで聞いて指定の番号にかけ「新型コロナウイルスの感染を疑う利用者がいる」と伝えてください。おって指示があります。）

②高齢者施設等における感染予防対策全般及び感染を疑う利用者があり松戸保健所に連絡をした場合

➔介護支援課 7 1 5 0 - 6 5 3 1 ・ 高齢者支援課 7 1 5 0 - 6 0 8 0

③新型コロナウイルス感染症状況等

➔流山市保健センター 7 1 5 4 - 0 3 3 1

情報発信は、原則メールです。

感染拡大防止のため、
随時配信されるメールについては、
必ずご確認ください。

お忙しいとは思いますが、御協力をお願いいたします。